

入院時の食事療養費の自己負担額変更について

2025年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき、入院中の食事代の自己負担額が下記の通り変更となります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◎70歳以上の方（前期・後期高齢者）

所得区分		2025年3月31日まで	2025年4月1日から
一般（住民税課税世帯） 現役並Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ該当		1食 490円	1食 510円
住民税非課税世帯等 区分Ⅱ	入院期間90日未満	1食 230円	1食 240円
	入院期間90日超＊	1食 180円	1食 190円
住民税非課税世帯等 区分Ⅰ		1食 110円（変更無し）	
療養病棟で所得区分Ⅰに該当し、集中的治療等を要する状態でない場合		1食 140円（変更無し）	

◎70歳未満の方

所得区分		2025年3月31日まで	2025年4月1日から
一般所得者		1食 490円	1食 510円
住民税非課税世帯等 区分オ	入院期間90日未満	1食 230円	1食 240円
	入院期間90日超＊	1食 180円	1食 190円

指定難病患者（住民税課税世帯）	1食 280円	1食 300円
-----------------	---------	----------------

＊過去12カ月の入院期間が90日を超える場合の「長期該当者」の適用は申請を要する

2025年4月18日
大森山王病院